

後天性免疫不全症候群（H I V感染症を含む。）に係る届出について（依頼）

1 後天性免疫不全症候群発生届（H I V感染症を含む）

【届出の様式】

後天性免疫不全症候群（H I V感染症を含む。）と診断（検案）したとき、7日以内に最寄りの保健所に届け出なければなりません。既に、届出がなされていることを知っている場合は、届出の必要はありません（転院患者の場合 等）。（感染症法第12条）

なお、住民票・医療保険・日本国籍の有無に関わらず、届出が必要です。

医師が届け出る基準の抜すい 詳細については、【届出基準】参照

○ 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、臨床的特徴【届出基準】を有する者を診察した結果、症状や所見から後天性免疫不全症候群が疑われ、かつ、届出に必要な要件を満たすと判断した場合

イ 無症状病原体保持者

医師は、診察した者が臨床的特徴【届出基準】を呈していないが、届出に必要な要件を満たすと診断した場合

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、臨床的特徴【届出基準】を有する死体を検案した結果、症状や所見から後天性免疫不全症候群が疑われ、かつ、届出に必要な要件により、後天性免疫不全症候群により死亡したと判断した場合

○ 届出に必要な要件

ア H I V感染症の診断（無症候期）

（ア）H I Vの抗体スクリーニング検査法の結果が陽性であって、以下の①②のいずれかが陽性の場合にH I V感染症と診断する。

① 抗体確認検査

② H I V抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法等の病原体に関する検査

（イ）周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられる生後18か月未満の児の場合（略）

イ A I D Sの診断

アの基準（H I V感染症の診断）を満たし、指標疾患【届出基準】の1つ以上が明らかに認められる場合にA I D Sと診断する。ただし、（ア）の基準を満たし、指標疾患以外の何らかの症状を認める場合には、その他とする。

2 エイズ病原体感染者報告票（病状に変化を生じた事項に関する報告）

【病状変化報告の様式】

厚生労働省の通知に基づく任意報告ですが、H I V感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進に重要な情報ですので、御協力をお願いします。

病状に変化を生じた場合、最寄りの保健所に届出をお願いします。

○ 病状の変化

① H I V無症候性キャリア等 → A I D S

② 生存 → 死亡